

# くらしの広場

2017年  
春号

No.338号

品川区消費者センター ☎5718-7181 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4階

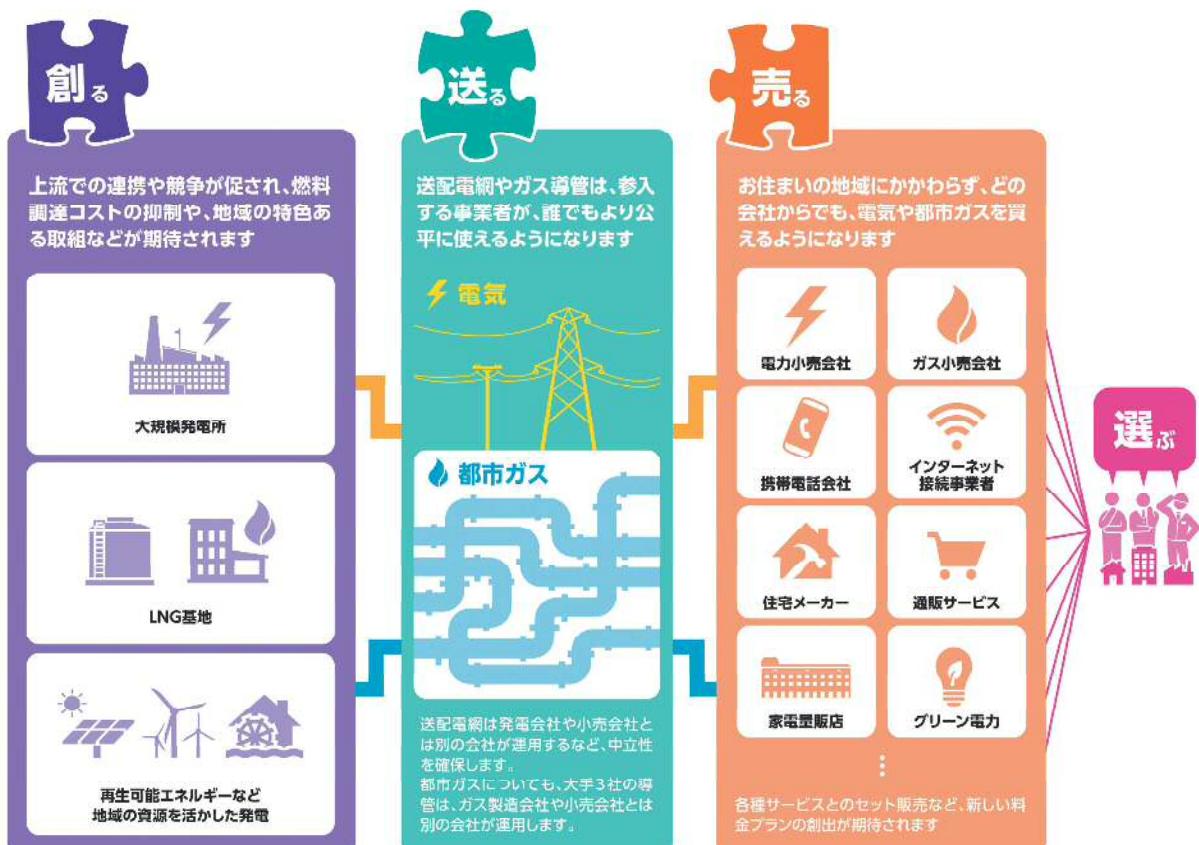
2017年4月1日から

## 都市ガスの小売全面自由化がスタートしました！

～～ 正しい情報を収集し、便乗商法には注意しましょう！～～

昨年、電力の小売自由化がスタートし、今年4月から都市ガスの小売自由化もスタートしました。ガス会社が電気を売って、電力会社がガスを売り、石油会社、鉄道会社、携帯電話会社や通信会社その他異業種の会社も、電力やガスを売る事ができるようになりました。

セット販売や長期契約を条件に料金を安くしたり、ポイントで還元したり・・・家計に優しいプランができるのは嬉しいけれど、「ややこしい」「分かりにくい」「面倒」という意見もあるかもしれません。そこで今回は都市ガス自由化についてお知らせします。



(経済産業省・資源エネルギー庁 HP より)

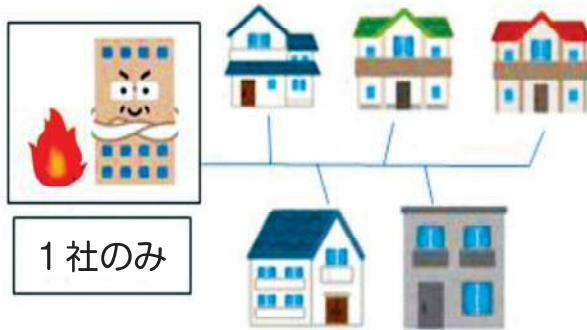
## 1. 都市ガスの小売自由化って？

これまで都市ガスは各地域の事業者が独占的に供給してきましたが、これからは既存のガス管を使って、都市ガス会社以外の事業者もガス販売に参入できるようになりました。新たな工事をすることなく、価格やサービス内容を競って様々な事業者がガス販売に参入できるしくみです。

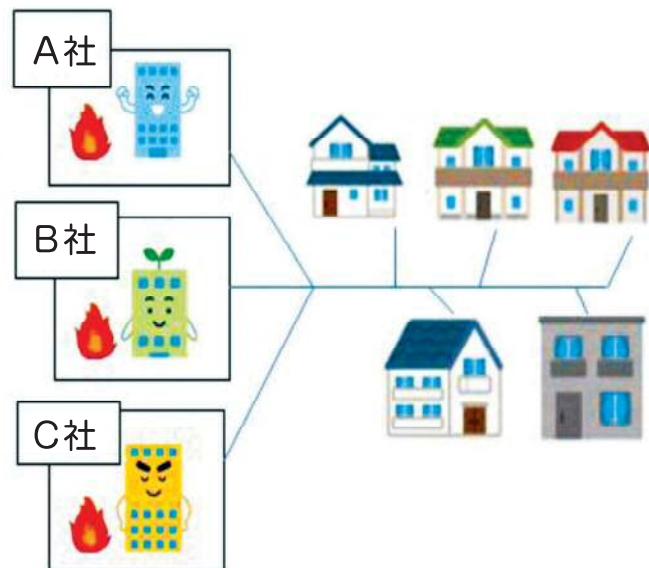
海外では既に自由化が進んでおり、料金が安くなるなどメリットも出ています。

わが国はエネルギーシステムの一体改革を目指し、1995年から大口を対象とした部分自由化を開始し、2017年4月から各家庭を含む全ての都市ガス利用者が、自由にガス小売事業者を選べるようになりました。（3月31日現在・登録ガス小売事業者は45社）

〈今まで〉



〈これから〉



## 2. 都市ガスの自由化で変わること？

- ・自由にガス会社を選ぶことが可能になります。
- ・様々な料金プランから各家庭に合った料金・サービスを選択できます。
- ・契約先のガス会社が、各家庭のガス機器の点検をします。



## 3. 都市ガスの自由化で変わらないこと？



- ・ガスの品質は変わりません。
- ・ガス会社を変更しても、新たにガス導管を引く必要はありません。  
(ガスマーターも変更する必要はありません)
- ・ガス管の点検、緊急対応など保全・管理は従来の都市ガス会社が対応します。

## 4. ガス小売事業者を変更する際に気を付けることは？

色々な事業者が、それぞれ独自の料金プランを出しています。

変更する際には料金比較サイトなどを活用し各家庭に合ったプランを賢く選びましょう。

- ① 契約内容の確認・・・契約先は登録されたガス小売事業者か？
- ② 割引条件・・・セット販売など割引の条件は理解しているか？
- ③ 契約期間・・・年単位の契約条件はないか？自動更新の有無？
- ④ 中途解約の条件・・・解約料の有無・金額など？

契約内容をよく理解した上で契約しましょう！（メリットだけでなく、デメリットも確認を！）

## 5. 消費者庁では、便乗詐欺などへの注意を呼びかけています

例① 「ガスの自由化で現在使っているガスコンロを変更する必要がある！」などと勧誘を受けても・・・ 🔥 都市ガス会社から別のガス小売事業者へ切り替える場合も、器具を交換する必要はありません。



例② 「全員が契約先を変更する必要がある」などと勧誘を受けても・・・



🔥 別のガス小売事業者への切り替えを希望しない場合は、現在の都市ガス会社との契約が継続します。  
(訪問販売・電話勧誘販売で契約した場合、  
8日間(\*)はクーリング・オフ可能)  
(\*) 法定書面を受けとった日から起算して8日以内

## 6. 契約はあわてずに！

🔥 慌てて変更する必要はありません。そのままでも問題はありません。

🔥 都市ガス自由化に便乗した勧誘にも気をつけましょう。



## 7. 電力・ガス自由化についての相談窓口

\*電力・ガス取引監視等委員会では電力・ガス・熱の適正取引の確保、ネットワーク部門の中立性確保の観点から相談窓口を設置しています。

電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口

☎ 03-3501-5725

(受付 平日 9:30~12:00 13:00~18:30)

\*電力・ガス取引監視等委員会とは・・・

電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し市場における健全な競争を促すために設立され経済産業大臣直属の組織です。



## 「行動しよう 消費者の未来へ」 5月は消費者月間です

消費者月間特別講演会

### 悪質商法に ダマされてみたらこうなった



日時：5月26日（金）

午後2時～3時30分

講師：多田 文明（潜入ルポライター）

会場：品川区役所 第3庁舎 6階 講堂

定員：150人 入場無料

申し込みは、消費者センター ☎03-5718-7181 へ

### 消費者啓発パネル展

くらしに役立つ情報や注意情報などのパネル展示を行います。

5月19日（金）～31日（水）

品川区役所3階渡り廊下

### 街頭啓発

悪質商法による消費者被害を未然に防止するため街頭啓発を行います。

5月30日（火）午後2時30分

JR大井町駅前



### 振り込め詐欺撃退のため 自動通話録音機を無料で貸し出します！

対象者：品川区内在住で65歳以上の方

本人確認のため官公署が発行した証明書（免許証、保険証等）を提示してください。代理人の場合は委任状が必要となります。

#### 〈貸出窓口〉

品川区役所（地域活動課生活安全担当） ☎03-5742-6592

品川区消費者センター ☎03-5718-7181

品川・大井・大崎・荏原の各警察署



自宅の電話機に録音機を取り付けることで警告メッセージが流れ、会話を自動録音するため犯人側に通話を断念させます。

詳しい内容や手続きは各貸出窓口にお問い合わせください。

### 困ったときは、消費者センターにご相談ください

毎日生活している中で起きるトラブル、契約や商品に関する疑問など一人で悩まないでください。  
消費生活相談員が公正な立場に立って、解決の糸口や問題点を見出すお手伝いをいたします。

### 消費生活相談専用ダイヤル ☎5718-7182

受付時間：月～金曜日 午前 9:00～午後4:00

第4火曜日 午後 4:00～午後7:00（電話のみ）

土曜日 午後12:30～午後4:00（電話のみ） ※祝日は休み

消費者センターの主な仕事や消費生活相談の内容については品川区ホームページをご覧ください。